

「攻めの農林水産業」の実行について

平成 27年 1月19日

農林水産省

MAFF

目次

(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革について	1
(2) 農林水産物・食品の輸出促進（国内外の需要拡大）	2
(3) 6次産業化を通じた農林漁業の成長産業化（バリエーションの構築）	4
(4) 米政策関係（生産現場の強化）	
○ 米政策の見直し関係	6
○ その他関連施策	8
○ 生産数量目標の配分の見直しについて	9
(5) 農地中間管理機構（生産現場の強化）	11
(6) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる農政改革の工程表	13

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革について

○ 平成24年12月の政権交代以降、農地中間管理機構の創設や米政策の見直しなどの農政改革を決定。現在は、「日本再興戦略改訂2014」も反映した「農林水産業・地域の活力創造プラン」(農林水産業・地域の活力創造本部決定)に沿った改革の実行段階。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12決定、H26.6改訂)に掲げる農政改革の進捗

国内外の需要拡大

○ 食文化・食産業のグローバル展開

〔 国別・品目別輸出戦略の策定(H25.8)、輸出戦略実行委員会の創設(H26.6) 〕
 品目別輸出団体の育成・支援(H26.11以降順次立ち上げ)

他産業との連携を通じた高付加価値化(バリューチェーンの連結)

○ 6次産業化の加速化

〔 ・A-FIVEの設立(H25.2)、出資案件43件(H27.1現在、うちH26.4~H27.1で35件) 〕
 〔 ・ガイドライン策定・支援基準見直し(26年度中の措置予定について、H26.10に前倒して措置) 〕

○ 畜産・酪農分野の更なる強化

〔 生乳取引の多様化の通知発出(H26.9)、乳業施設の設置規制の緩和の告示等施行(H26.11) 〕

生産現場の強化

○ 農地中間管理機構による農地集積の加速化

〔 関連法案成立(H25.12)、47都道府県で設置済み 〕

○ 経営所得安定対策の見直し

〔 ・米の直接支払交付金の見直し(1.5万円/10a→7,500円/10a、30年産から廃止) 〕
 〔 ・担い手を対象とした経営所得安定対策(関連法案成立(H26.6)) 〕

○ 米政策の見直し

〔 ・生産調整の見直し(30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産) 〕
 〔 ・需要のある作物の本作化による水田フル活用 〕

○ 農協・農委等の改革の推進 (次期通常国会に法案提出予定)

〔 ・地域の農協が主役となって農業の成長産業化に全力投球できるよう見直し 〕
 〔 ・農業委員の選任方法の見直し(公選制→議会の同意を要件とする市町村長の選任制等) 〕

多面的機能の維持・発揮

○ 日本型直接支払制度の創設

〔 ・地域の共同活動を支援し、担い手への農地集積という構造改革を後押し 〕
 〔 ・26年度は予算措置、27年度から法に基づき実施(関連法案成立(H26.6)) 〕

林業・水産業の成長産業化

○ CLT普及の促進 (28年度早期の告示制定に向けた研究開発、実証的建築の積み重ね(26年度に8棟建築予定))

○ 木質バイオマス利用の推進 (未利用間伐材を活用した発電施設 現在 6箇所→30年度には更に40箇所稼働予定)

○ 「浜の活力再生プラン」作成推進 (今年度400、来年度以降で200のプラン策定の見込み)

○ EU向けHACCPの認定加速化 (H26.10から水産庁によるEU向けHACCP認定業務開始)

(産業競争力会議／農林水産業・地域の活力創造本部等でフォローアップ)

日本再興戦略改訂2014
 農林水産業・地域の活力創造プラン
 の着実な実行

攻めの農林水産業
 実行本部

食料・農業・農村基本計画の改訂 (H27.3 予定)

「産業競争力会議
 日本再興戦略改訂2014」

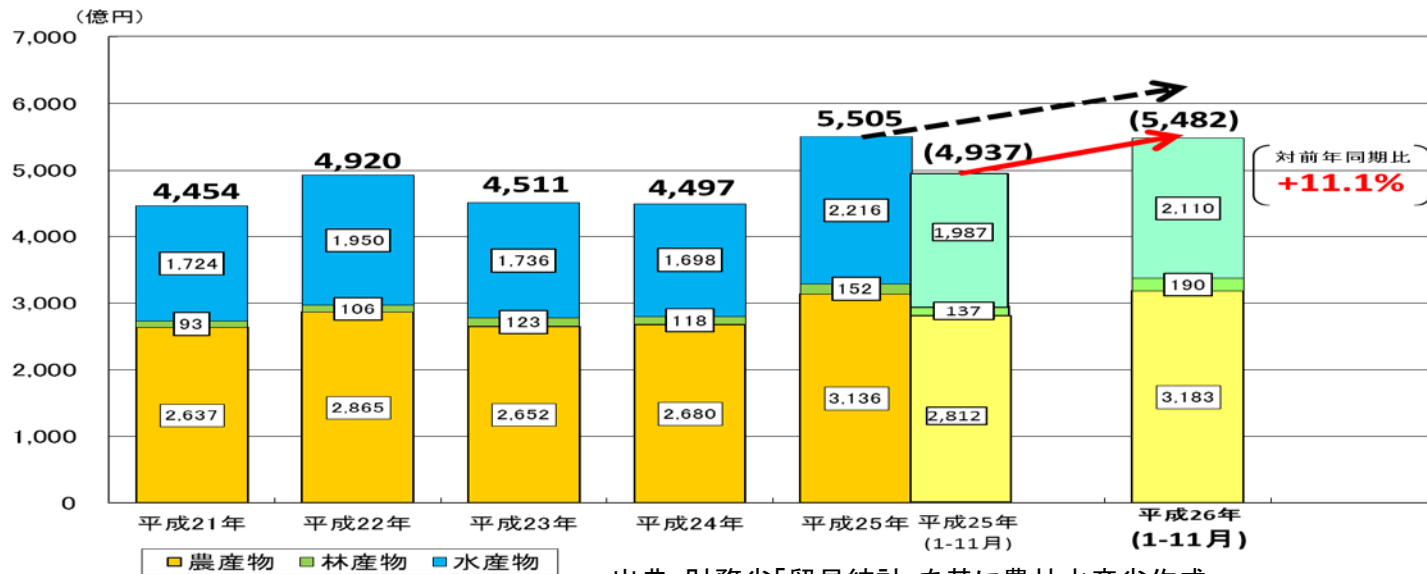
「規制改革会議
 規制改革実行計画」

「攻めの農林水産業推進本部
 (農林水産省)」

26年1月～11月の輸出実績

5,482億円

- ・輸出額は**前年比11%増**で推移。
- ・過去最高であった**25年の5,505億円を超えるのは確実。**



輸出戦略実行委員会

26年6月28日 第1回輸出戦略実行委員会

品目別部会、テーマ別部会を設置し、輸出戦略や課題解決の方策を議論。地方ブロック意見交換会を開催し、広く意見を聴取。

11月 5日 第2回輸出戦略実行委員会

〈オールジャパンの輸出体制、品目別輸出拡大方針〉

11月21日 農林水産物等輸出促進全国協議会

安倍総理大臣、西川大臣出席の下、輸出戦略実行委員会の取組を報告。



11月27日 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会 設立

12月 8日 日本畜産物輸出促進協議会 設立

12月22日 日本茶輸出促進協議会 設立

- 水産物、林産物、花きも、27年早期に輸出団体を立ち上げ。
- 各団体を中心に、輸出拡大方針に沿って各般の取り組み。

輸出相談窓口の開設

26年10月31日 農水省本省と地方農政局等に「輸出相談窓口」を設置

【相談件数】(26年12月末まで)

農水省本省: 285件
地方農政局等: 208件

合計493件



【主な相談内容】

- ・輸出を始めるための相談、成功事例紹介依頼
- ・輸出に取り組むための補助制度の照会
- ・放射性物質輸入規制関係(輸出証明書、産地証明書)
- ・輸出先国の規制情報(動植物検疫、残留農薬等)
- ・台湾における輸入規制強化(報道、パブコメ)の内容

放射性物質に係る輸入規制緩和の働きかけ

23年3月の原発事故後、54の国・地域で輸入規制措置

※EUは1地域としてカウント

規制の撤廃・緩和に向け、政府一体となった働きかけ

徐々に規制撤廃・緩和が実現

●13カ国で規制を完全に撤廃(カナダ、メキシコ、マレーシア、ベトナム、豪州等)。⇒現在41の国・地域で規制措置

●制限品目・地域の縮小などの「規制緩和」の動きも見られる。

【最近の規制緩和の例】

・EU(26年4月1日):検査証明書の対象都県と品目が縮小。輸入通関時のモニタリング検査の緩和。

・シンガポール(同7月1日):福島県産品の輸入停止対象品目が縮小。検査証明書の対象県と品目が縮小。

新規・タイ(同11月15日):検査報告書の対象を8県から3県(福島、宮城、群馬)に縮小。アルコール類を対象から除外。

新規・サウジアラビア(同11月20日):検査証明書の様式に合意。全47都道府県からの食品の輸出が可能となった。

新規・バーレーン(同12月9日):輸出実績のある業者は、検査報告書の提出が不要。

新規・オマーン(同12月22日):輸出実績のある業者は、検査報告書の提出が不要。

○特に香港・台湾等で、消費者への日本食品の安全性の働きかけも含めた取組を、集中的に展開予定。

○中国・韓国に対しては、WTO/SPS委員会(マルチ)の場も利用して、規制緩和・撤廃の協議に応じるよう要請。

日本食文化のパッケージ輸出

農林水産物・加工品の「食材」だけでなく、日本の「食文化」として、

- ・包丁・炊飯器などの調理器具
- ・食器・はし・弁当箱などの食卓関連用具
- ・和家具・扇子などの関連する和の文化等をパッケージとして一体的に輸出していく。

【具体例】

26年12月4日～6日 香港デザイン博覧会で、日本ブースに「茶室」を展示し、好評を博す。茶室の商談会(成約に向けて調整中)と併せて、茶、花、いぐさ製品等を紹介。



6次産業化を通じた農林漁業の成長産業化

○ 日本再興戦略に示された年平均2%の実質成長による国内食市場の拡大(100兆円→120兆円)や世界の食市場の拡大(340兆円→680兆円)を取り込むとともに、関連産業との連携を強化することにより、我が国農林水産業の成長産業化を図り、農山漁村の所得を増大。



介護福祉分野の事例

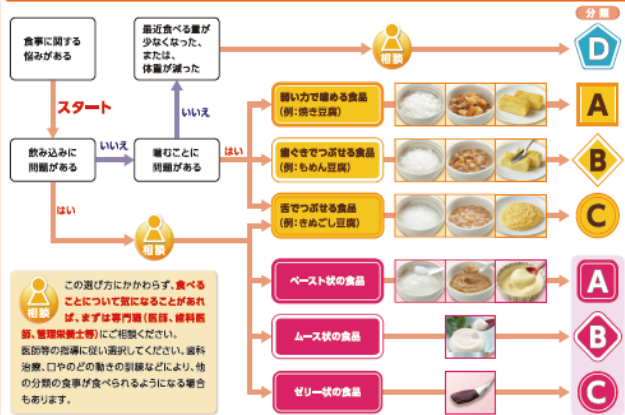
地元特産品を使った新たな介護食品（スマイルケア食）の開発

- 鹿児島県種子島産の安納芋を使った安納芋ゼリーを、神奈川県企業が開発。平成26年4月から主に介護施設等への販売を開始し、平成26年中に約1万5千個を売り上げ。



(参考) 26年11月に新しい介護食品の愛称「スマイルケア食」及び選び方を決定

新しい介護食品(スマイルケア食)の選び方



製造、流通販売分野の事例

マール牛のブランド化を目指した新商品の開発

(農林漁業成長産業化ファンド出資事例)

- 栃木県内で農業者と菓子製造業者とが連携し、※マール牛と県産食材を使ったレトルト商品等を開発。
- 通販に加え、菓子工場の敷地内にカフェを運営し、マール牛のブランド化を目指す。

※ ぶどうの搾りカスで飼育した交雑牛。



こだわりの卵を使ったプリン等を開発・直売

- 地元の養鶏業者(鳥取県)が、こだわりの飼料と平飼いによる養鶏でブランド化した卵を活用し、プリン等の加工品を開発するとともに、卵と加工品を販売する直売所、カフェを新たに開設。
- 加工・直売事業の拡大により、平成25年度までに地元雇用を60名まで拡大。



農業参入した地元企業が独自製法で玄米パンを製造・販売

(農林漁業成長産業化ファンド出資事例)

- 農業参入した地元企業が、熊本県産玄米をペースト状にする独自の製法で、栄養価が高く、食感の良い玄米パンを開発。
- 小麦パンと遜色のない価格で直販により販売。玄米ペーストのパン生地への輸出も志向。



農商工連携でハーブ鶏の新商品を開発

- 鶏肉加工品の製造・販売に取り組む地元企業(秋田県)が、県外の養鶏業者と連携し、新たに生育させたハーブ鶏を原料とした新商品(モモ焼きなど)を開発。
- 平成25年度に新たに鶏肉加工を行う会社を設立し、67名の地元雇用を創出。



「農林水産業・地域の活力創造プラン」で決定された米政策の見直し（抜粋）

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
- 地域の裁量で活用可能な交付金（産地交付金（仮称））により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。

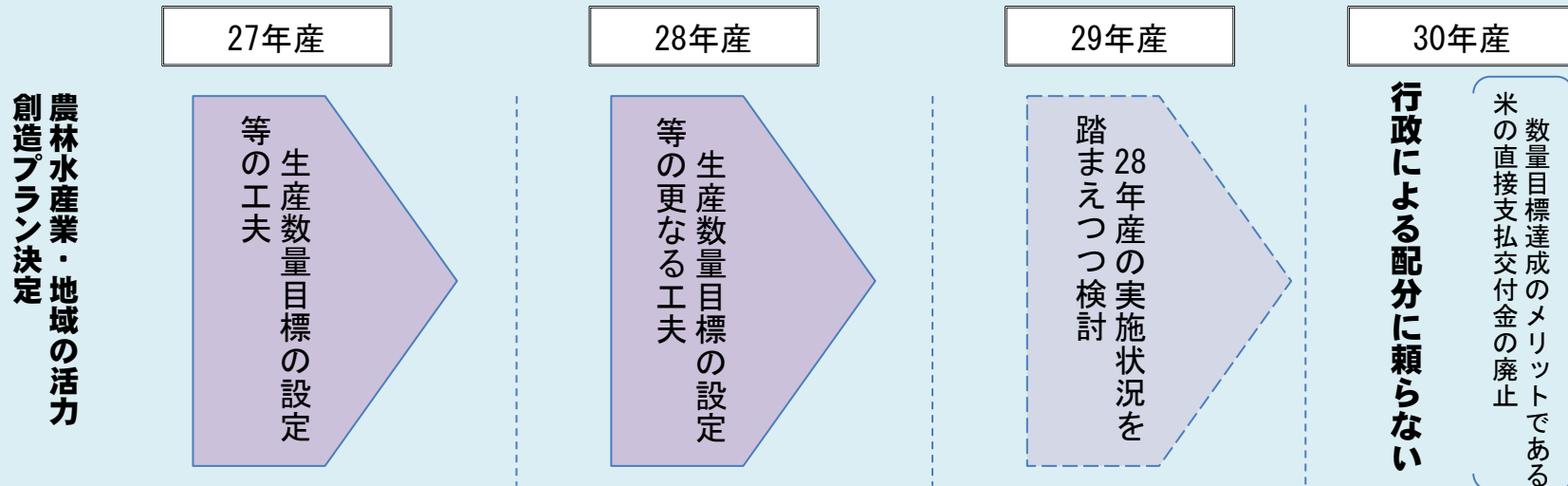
5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
- こうした中で、定着状況を見ながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

I 行政による生産数量目標の見直し

- 平成25年に決定した農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らないで、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととされている。
- このプランの方向性に即して着実に改革を進めていくため、27年産の生産数量目標の設定等から工夫していくことが必要。

今後のスケジュール



Ⅱ 生産数量目標の配分の見直しとあわせて進めていく施策

主食用米以外の作物の本作化

- 水田活用の直接支払交付金について、飼料用米等に係る数量払いを導入、単収向上の取組を促進

- 非主食用米や米以外の作物の定着状況を見ながら、主食用米以外の作物の本作化等を推進

戦略作物の生産性向上

- 大豆、麦の収量・品質の向上・安定化に資する栽培技術の導入支援
- 生産コスト低減に資する省力栽培技術や多収性品種の導入支援
- 実需者、農業者、地方公共団体等が一体となった産地形成支援

- 地域における収量向上、省力栽培技術の導入等を支援し、戦略作物の生産性向上に向けた取組を推進

安定取引の推進

- 業務用米に係る品質ニーズの周知、契約事例を研究
- 業務用向けの新品種導入、生産者と実需者のマッチング商談会開催

- 生産、出荷、卸売、外食・中食等の関係者からなる「米の安定取引研究会」を開催し、27年3月を目途に取りまとめ

米の現物市場の活性化

- 現在、3つの現物市場で年間20万トン程度の取引が行われており、取引の状況を毎月公表（加えて、約300万トンをカバーする流通価格（相対取引価格）も公表）
- この他に、民間で新たな市場の取組の動き

- 「米の安定取引研究会」において、現物市場の活性化の方策についても検討

きめ細かい情報提供の充実

- 23年4月から「米に関するマンスリーレポート」を毎月公表
- 26年4月からは、公表内容を大幅に拡充し、約4千の卸売事業者やJA等に配布するとともに、新たにメールマガジンを発刊（約2千名の登録）

- 転作作物の作付選択に資する参考情報として、麦、大豆及び飼料用米の需給情報について掲載するなど、引き続き必要に応じて情報を拡充

作物別の需給見通しの提示

- 主食用米だけでなく、麦、大豆、飼料用米などについても、直近の需給動向を情報提供していくことが必要
- 国が政策目標として、作物別の長期的な見通しを示すことが重要



- 「米に関するマンスリーレポート」を拡充し、麦、大豆、飼料用米の需給動向を情報提供しており、必要に応じて今後も拡大
- 食料・農業・農村基本計画の中で、作物別の需要を踏まえた10年後の生産数量目標を示す予定

需要の拡大

- 米飯給食を拡大した場合に、政府備蓄米を無償交付
- 健康面からごはん食の効用をわかりやすく発信
- 朝食欠食の改善や、米を中心とした日本型食生活の普及・啓発



- 引き続き、米飯給食拡大や、ごはん食の魅力の発信等の取組を推進
- 消費者ニーズに対応した米の新商品・サービスの展開を後押しし、需要を創出

米の先物市場

- 23年8月に試験上場が開始
- 25年8月に2年間の試験上場の延長の認可



- 期限到来時(27年8月)の取扱いは、取引所からの申請を受けて、商品先物取引法に基づき、国がその適否を判断
- 現在、大阪堂島商品取引所にて、「コメ試験上場検証特別委員会」の再開に向けて準備

米の輸出団体の整備

- 26年6月以降、オールジャパンでの輸出促進体制について検討
- 26年11月、既存組織の目的を明確化、機能拡充し、新たに「全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会」を立ち上げ



- 今後、この輸出促進協議会に生産者団体等が参画し、オールジャパンでの輸出促進の取組を加速化

27年産以降の生産数量目標の設定について

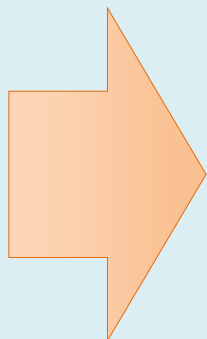
○ これまでの生産数量目標は、主食用米について単一値を配分。今後、都道府県段階等で自主的に需要に応じた主食用米等の生産を考慮することを促すため、27年産の生産数量目標については、以下のとおり見直し。

- ① 需要の見通しを基本に、毎年の需要減、豊作不作等の最近の需給動向を踏まえて、「生産数量目標」を設定。
- ② 都道府県段階で、自県産の需要の状況等を踏まえ、自主的な生産の判断を促すための「自主的取組参考値」を付記することにより、幅を持たせて配分。
- ③ 都道府県段階から市町村等への配分方法は、都道府県段階において自主的に決定。

これまでのやり方(生産数量目標のみ)
(26年産)

	【生産数量目標】 シェア
全国	765万トン(100%)
A県	55万トン (7.2%)
B県	54万トン (7.0%)
C県	43万トン (5.6%)
⋮	

最近の需給動向を踏まえ、適切な水準で設定



生産数量目標と併せて、
自主的な生産の判断を促すための自主的取組参考値を付記
(27年産)

	【生産数量目標】 シェア	~	【自主的取組参考値】 シェア
全国	751万トン(100%)	~	739万トン(100%)
A県	55万トン (7.3%)	~	54万トン (7.3%)
B県	52万トン (6.9%)	~	51万トン (6.9%)
C県	42万トン (5.6%)	~	41万トン (5.6%)
⋮			

各県の過去の需要実績に応じて配分

都道府県段階から市町村等への配分方法は、都道府県段階において自主的に決定

(参考)28年産以降の生産数量目標のさらなる工夫のイメージ

- ① 仮に28年産以降も27年産と同様に過去の販売実績(過去6年中、中庸4年の平均)に応じて配分した場合、27年産において自主的に飼料用米に転換し、生産数量目標を下回って主食用米を生産した都道府県ほど29年産の生産数量目標の減少につながる。
- ② これによる不利益が生じないよう、28年産の配分については、27年産の各都道府県別のシェアを固定して配分する旨を事前にアナウンス。
- ③ 29年産は、28年産の実施状況を踏まえて検討。

27年産

	【生産数量目標】		【自主的取組参考値】
	シェア	シェア	シェア
全国	751万トン (100%)	~	739万トン(100%)
A県	55万トン (7.3%)	~	54万トン(7.3%)
B県	52万トン (6.9%)	~	51万トン(6.9%)
C県	42万トン (5.6%)	~	41万トン(5.6%)
⋮			

各県の過去の販売実績に応じて配分

28年産

	【生産数量目標】		【自主的取組参考値】
	シェア	シェア	シェア
全国	〇〇〇万トン (100%)	~	〇〇〇万トン (100%)
A県	〇〇万トン (7.3%)	~	〇〇万トン (7.3%)
B県	〇〇万トン (6.9%)	~	〇〇万トン (6.9%)
C県	〇〇万トン (5.6%)	~	〇〇万トン (5.6%)
⋮			

27年産の実績にかかわらず27年産と同じシェアで固定

29年産

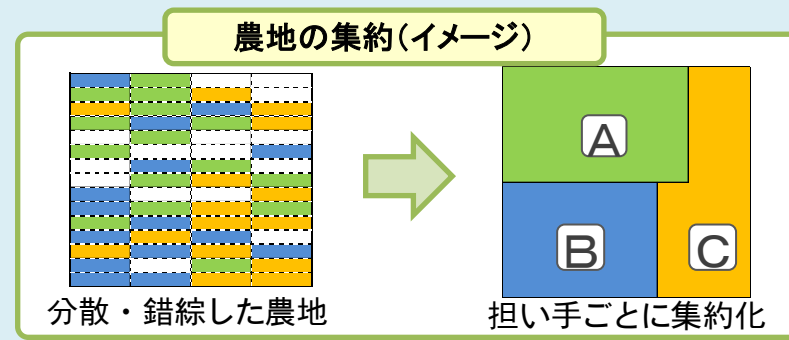
28年産の実施状況を踏まえて検討

関連KPIとその進捗

- 今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される(現状5割)。
- KPIの進捗を評価するデータ(2014年)は、2015年春を目途に把握。

取組内容

- 農地中間管理機構法は、26年3月1日に施行。現在までに、**全都道府県で農地中間管理機構を指定済み**。
- **25年12月以来**、農業者向け・企業向けのパンフレットの配布等により**制度を広く周知**。**全県の機構の役員等に対する研修会(優良事例の熊本の講演等)**の開催や**都道府県別ヒアリング**、主要県の現地調査と個別指導等を実施し、体制整備を推進。
- これまで、
 - ① 全県で10年後の担い手への農地面積目標を設定済み。全国合計で8割。毎年14~15万haが移動することになる。
 - ② ほとんどの機構で、農地の**借受希望者公募を実施済み**。26年9月末現在で、**借受希望3万経営体で23万ha**。このうち、企業は500経営体で1万ha。
 - ③ **役員構成**については、全国合計で企業経営者34人、農業法人経営者21人等が役員になっているが、**民間の経営ノウハウの活用で事業を活性化するという観点からは、不十分**。順次改善が必要。
- 農地の権利移動は秋から春にかけて行われるので、各県の機構に対し、**優良事例の横展開を含めて、以下の点に重点を置き指導**しているところ。
 - ① 客が来るのを待っている「不動産屋」ではなく、**地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」**としての自覚を持って取り組むこと。
 - ② **現場でコーディネートに当たる職員等の体制(質・量)を充実**させること。
 - ③ 次の**4つのアプローチ**を活用して**事業を具体的に推進**すること。
 - ア 各市町村・各地域の**人・農地の状況の把握**からのアプローチ
(耕作放棄地を発生させないよう、早期に地域としてまとまった農地を機構に貸すよう誘導するなど)
 - イ 新規参入企業など公募に応募した**受け手のニーズ**への徹底対応
 - ウ 農業法人等の分散農地の交換による**集約化ニーズ**への徹底対応
 - エ **基盤整備事業**からのアプローチ



取組スケジュール

- 27年3月末までの実績等を集計し、同5月頃、農林水産大臣が評価するとともに、農林水産業・地域の活力創造本部でも評価を実施。

1 概要

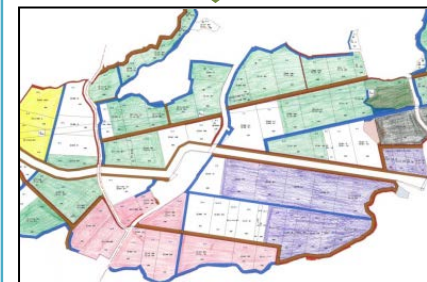
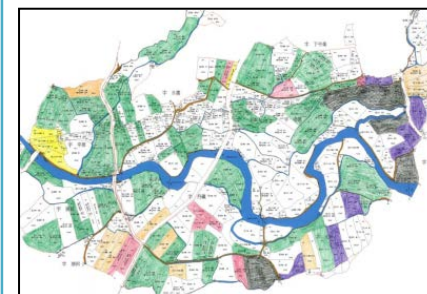
- 熊本県においては、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるツールである農地中間管理機構を、26年3月5日設立。
- 今後、10年間で、機構を活用して、約22,000haの農地を担い手に集積・集約化（担い手への集積率55%→80%）をすることを目標として設定。

2 攻めの農林水産業を踏まえた取組の特徴

- 熊本県では、担い手への農地集積を推進するため、熊本県「ふるさと・農地未来づくり運動」推進本部を設置し、市町村等の関係機関の総力を結集する体制を整備。推進本部の本部長は知事が務め、知事自ら新聞やラジオなどを利用して「知事に農地を預けていただきたい」と呼びかけるなど、知事の強力なリーダーシップの下、本活動を推進。
- 徹底した話し合い活動を行う 農地集積重点地区を64地区指定。 話し合い活動のコーディネートや農地のマッチング等の 現場で実際に活動する人員を約40名配置。 農地集積を行うための事業費として、国庫補助事業を活用するほか、県単予算も措置。
- 重点地区における農地中間管理機構を活用した地域の動きとして、
 - 100haを超える規模の大規模生産法人を設立し、効率的な生産体制を作る取組
 - 基盤整備事業の受益地内のほとんどの農地を機構が借り受け、担い手にまとまった農地を貸し付け、担い手への集積・集約化を図る取組
 - 高齢化の進む果樹農家の農地を参入企業が活用する取組
などが進行している。



(農地集積専門員活動の様子)



(基盤整備後の借受農地のイメージ)

3 今後の展開方向

- 人・農地プランの作成・見直しの推進による出し手の農地の掘り起こし、公募した借り手（担い手や新規参入希望者）のニーズへの対応を着実に進める。
- 機構の事業と基盤整備（簡易整備を含む）の連携の強化を図る。



「農林水産業・地域の活力創造プラン」(H25.12決定、H26.6改訂)に掲げる農政改革の工程表

具体的施策		2014年度	2015	2016	2017	2018～	
需要拡大 国内外の	水産庁による水産加工施設のEU向けHACCP認定等の体制強化	水産庁によるHACCP認定手続き等の体制整備	EU向けHACCP認定の開始	EU向けHACCP認定の本格始動			【KPI】2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とし、2030年に5兆円とする。
	品目別輸出団体による「ジャパンブランド」推進	コメ・コメ関連食品輸出促進協議会及び、品目別輸出団体(牛肉、日本茶)の立上げ		品目別輸出団体の立ち上げによるオールジャパンでの輸出促進			
バリエーションの構築	農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の活用を通じた6次産業化の推進	ガイドライン策定 出資割合の引き上げ		更なる出資案件の形成に向けた継続的取組			【KPI】6次産業の市場規模を2020年に10兆円とする。 【KPI】酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増。
	酪農・畜産の成長産業化	指定団体との生乳取引の多様化 乳業施設の設置規制の緩和		新たな生乳取引の実施等			
生産現場の強化	農地中間管理機構による担い手への農地集積の加速化	関連法施行済。47都道府県で機構を指定済機構の推進体制・ガバナンス面を強化			実績を集計し、農林水産業・地域の活力創造本部において評価を実施		【KPI】今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される
	経営所得安定対策の見直し	米の直接支払交付金の単価を半減(2018年産から廃止)			畑作物直接支払交付金等を担い手を対象に実施		
	収入保険の検討	収入保険に関する調査事業の実施			引き続き、調査事業の実施及び法制上の措置の検討		【KPI】今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする
	米政策の見直しと水田フル活用	生産数量目標の設定等の工夫 飼料用米、米粉用米に数量払いの導入等 生産性向上のインセンティブ強化			生産数量目標の設定等の更なる工夫 28年産の実施状況を踏まえつつ検討 引き続き、定着状況を見ながら、 主食用米以外の作物の本作化を推進		
	農協・農委等改革	平成27年通常国会に関連法案を提出 5年間で農協改革集中推進			改革の実行 期間とする自己改革の実行		【KPI】30年産から米の直接支払交付金の廃止】
維持・発揮 多面的機能	日本型直接支払制度の創設	地域の共同活動を支援し、担い手への農地集積という構造改革を後押し(予算措置)			2015年度から法に基づき実施(関連法案成立済)		【KPI】今後10年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減
林業・水産業	新たな木材需要創出に繋がるCLT普及促進、木質バイオマス利用推進	国産材CLTについて28年度(2016)早期の告示制定に向けた研究開発・実証建築 未利用間伐材を活用した発電施設(6箇所)			30年度(2018)には更に40箇所を稼働予定		
	水産庁による水産加工施設のEU向けHACCP認定等の体制強化《再掲》	水産庁によるHACCP認定手続き等の体制整備	EU向けHACCP認定の開始	EU向けHACCP認定の本格始動			

食料・農業・農村基本計画の改訂(27年3月予定)